

東京大学大学院総合文化研究科 特任助教（特定有期雇用教職員） 公募要項

1.	職名及び人数	特任助教 1名
2.	契約期間	令和7年4月1日 ~ 令和8年3月31日
3.	更新の有無	更新する場合があります。更新する場合は、1年ごとに行う。 更新は、予算の状況、従事している業務の進捗状況、契約期間満了時の業務量、勤務成績、勤務態度、健康状況等を考慮のうえ判断する。 ただし、更新回数は4回、在職できる期間は令和12年3月31日を限度とする。
4.	試用期間	採用された日から14日間
5.	就業場所	大学院総合文化研究科（東京都目黒区駒場3-8-1） 変更の範囲：本学の指定する場所（配置換又は出向を意に反して命じられることは原則ない。詳細は東京大学教員の就業に関する規程第4条による。）
6.	所属	大学院総合文化研究科 駒場学生相談所
7.	業務内容	1) 学生相談所による学生相談業務 2) 学生相談所における運営管理業務 3) 大学の講義（主として臨床心理学）の分担担当 変更の範囲：配置換、兼務及び出向を命じることがある（意に反して命じられることは原則ない。詳細は東京大学教員の就業に関する規程第4条による。）
8.	就業時間	専門業務型裁量労働制により、1日7時間45分勤務したものとみなされる。
9.	休日	土・日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
10.	休暇	年次有給休暇、特別休暇 等
11.	賃金等	年俸制を適用し、業績・成果手当を含め月額20万円～25万円程度（資格、能力、経験等に応じて決定する）、通勤手当（支給要件を満たした場合に支給、原則55,000円/月まで）
12.	加入保険	法令の定めにより文部科学省共済組合、雇用保険、労災保険に加入
13.	応募資格	1) 修士の学位を有する者またはこれと同等の業績を有する者 2) 臨床心理士、公認心理師の資格および学生相談に関する職歴を有することが望ましい。
14.	提出書類	1) 東京大学統一履歴書（様式については以下のURLからダウンロードし作成すること。） https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html ※記入要領については上記URLによらずに以下を参照ください。 https://www.c.u-tokyo.ac.jp/faculty/soumu/jinji/download-jinji/rireki_20220823.pdf 2) 研究業績目録（審査の付き論文、著書、総説、学会発表等に分けて記載。） 3) 「駒場学生相談所における学生相談および運営管理業務に関する抱負」（A4用紙1枚程度にまとめてください） 4) 意見を伺うことができる方2名の氏名、所属、連絡先
15.	提出方法	〈郵送での提出の場合〉 封筒に「応募書類（学生相談所教員）在中」と朱書きし、記録が残る方法で下記住所に送付のこと。 〒153-8902 東京都目黒区駒場3-8-1 東京大学大学院総合文化研究科 駒場学生相談所 石垣琢磨 宛 ※応募書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。

16.	応募締切	令和6年12月6日(金)必着 書類選考の上、合格者に対し面接を実施。
17.	問い合わせ先	〒153-8902 東京都目黒区駒場 3-8-1 大学院総合文化研究科 駒場学生相談所 担当：松島公望 TEL：03-5454-6186 e-mail：soudanjo@komagaku.c.u-tokyo.ac.jp
18.	募集者名称	国立大学法人東京大学
19.	受動喫煙防止措置の状況	原則敷地内禁煙（屋外に指定喫煙場所あり）
20.	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・取得した個人情報、本人事選考以外の目的には利用しません。 ・「東京大学男女共同参画加速のための宣言（2009.3.3）」に基づき、女性の積極的な応募を歓迎します。 ・産前・産後休暇、育児休業又は介護休業を取得した場合の契約期間の取扱い：中断期間分の雇用延長はしない ・採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性があります。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要があります。